

## 吹田市総合計画審議会（基本計画・第2回）

開催日時 平成17年6月27日（月）午後2時00分～午後5時00分

開催場所 吹田市役所 中層棟4階 特別会議室

議事内容 1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 各部会での検討内容の報告及び審議

(2) 「基本計画推進のために」の検討

2 総合計画の進行管理に係る指標(案)の検討

(1) 各部会での検討内容の報告及び審議

出席者(委員) 石森秀三 浜岡政好 衛藤照夫 大内祥子 三輪信哉 生野秀昭  
木村 裕 倉沢 恵 神保義博 豊田 稔 中本美智子 筏 隆臣  
蒲田雄輔 鮫島 匡 前田武男 矢野隆司 山口克也 伊東利幸  
河井明子 阪口善次郎 西岡昌佐子 菱川音三郎 大下達哉  
(欠席7名)

(事務局) 清野助役 山中企画部長 池田総括参事 宝田参事 稲田主査 岡松係員  
(傍聴人) 2名

### 議事要旨

1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 各部会での検討内容の報告及び審議

(会長)

8月1日に次回の審議会を予定しているが、本日審議頂く基本計画のうちの部門別計画については、次回になんとか取りまとめをさせて頂きたいと思うのでよろしく願います。それでは、全体会の副会長でもある第1部会長から部会の審議内容と修正案についての報告をお願いします。

(副会長・第1部会長)

(配付資料 資料-17 、 の説明)

(会長)

ただいま説明頂いたように、第1部会では「第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり」、「第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり」、「第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり」について、4回の部会で検討頂いた。ただいま副会長から説明頂いたような修正案という形に取りまとめをして頂いた。基本的に第1部会の皆さんにおいては、部会の中で様々な議論があったと聞いているが、本日修正案として説明頂いたものについては、部会の方で承認を得た形となっている。本日は特に第2部会の方々を中心に何か意見等があれば頂き、全体会での検討をさせて頂きたいと思う。ただいま報告頂いた第1部会の修正案について何かあるか。

( A 委員 )

「第4章」の「第5節 国際感覚豊かなまちづくり」の外国籍市民についてである。(資料 - 17 ) の中では6ページの「44」、「45」にあたる場所である。内容的には結構だと思うが、現在自治基本条例が策定されていると理解している。その中で市民の定義について、検討素案の中に書いてあるが、国籍の問題が触れられていない。自治基本条例は「市民の憲法である」とうたわれていることから総合計画との整合性については、どのような形になっているのか。

( 事務局 )

自治基本条例の中での市民の定義として、「住む人、通学、通勤をしている人」とある。もちろん外国人も「住む人」の中に入っており、広く市民の定義に入れている。

( A 委員 )

盛り込まれているのであれば結構である。

( B 委員 )

(資料 - 17 ) の40ページの「第4章」の「第4節」の「計画」の「1 文化の振興」であるが、極めてこれからの吹田市の行政の中で文化行政の位置付けは重要な位置になると認識しており、従前から強い関心を持っている。「計画」の1の「(1)総合的文化施策の展開」として「文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための「(仮称)文化振興基本条例」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)」とある。相当従前からこの条例化の作業、議会の方々の苦勞等々は理解している。この「平成17年度(2005年度)中に策定予定」とは、俗にいう条例化ととらえてよいのか。策定とは議会でいうところの可決の状況まで持っていくということか。「基本条例」であるならば、我々、総合計画審議会の皆さん方に策定案を示せる状況であるのか。

( 事務局 )

「平成17年度(2005年度)中に策定予定」ということは、今年度中に議会に上程し、条例そのものを制定していきたいという趣旨である。中身については、今はまだ検討中であり、現時点ではまだ示せるものがないという状況である。

( 会長 )

昨年度末、おそらく今年の2月ぐらいにスタートしているのではないか。

( B 委員 )

1点目の平成17年度、つまり3月定例会前と考えられるスパンだと思う。そこにおける条例化の意思表示はわかった。2点目については、先ほど会長より指摘あったように相当従前から策定化作業が内部的にも、あるいは庁内的にも進んでいた。私どもは「文化振興基本条例」について強い認識を持っている。文化行政の土台と思われる「文化振興基本条例」の策定準備段階を教えてください。

(事務局)

次回の審議会でよいのであれば、いつから検討しているのか、組織が別に動いていると思うので、その組織の状況も合わせて報告させて頂きたいと思う。

(B委員)

突然の要望だったので、その辺の形になると思う。次の全体会である8月1日に総合計画審議会のメンバーとして知ることができる範囲で提示して頂ければ幸いである。

(会長)

大阪府でも昨年度「文化振興基本条例」がようやく議会で可決された形である。私はその時の策定委員会議長を務めさせて頂いた。大阪府は今年度で文化振興会議を設けて具体化するそうである。B委員の指摘のように吹田市においても文化の振興は大変重要であり、総合計画の中でも重要な位置付けになると思う。この基本条例の進み具合・内容等について次回に報告させて頂く。その他に何かあるか。

(C委員)

今までに6回、文化振興に伴う条例の研究会を行った。今度7月5日に会合を持つようであるが、いろいろな方々の参加のもとで行っている。誠心誠意取り組んでいるように思う。外国の方を入れての文化の取組は非常によいことであり期待している。

(D委員)

吹田市も割と早くから文化振興ビジョンができた。ビジョンができた後それが具体化というか、市民にもっと一般的な形として具体化案ということがなかなかできなかった。このようなものが吹田市だけではないと思うが、吹田市の中にもたくさんある。今まで一生懸命に委員は委員でそれなりにつくったが、その後どうなったのかがわからない。この問題が非常に大切である。我々は今新しい時代に向けての考え方を一つは理念として持ち、もう一つは計画的な形を今持とうとしているわけである。ただ、今までの中で少し感じる事は、今進めているものは縦割りで進めているのではないか。これをもう少し上手く誘導しながら、一緒にしながら行くと具体化も早いのではないかと思う。具体化できるものに仕上げたいという思いがあるのでよろしく願います。

(会長)

どの自治体も財政が大変厳しいようである。文化にはしわ寄せという語弊があるが、なかなか予算化しがたいところである。D委員の指摘のように、吹田市においても文化関連のビジョンが提唱されているところである。一応この総合計画においては、部門別計画〔案〕の「第4章」の「第4節」の「計画」にあるような形で、文化の振興は重要な吹田の未来に関わることであり、位置付けはさせて頂いている。ただ総合計画審議会が全てではなく助役以下市の方々や市会議員の先生方も6名いるので、これは総合計画を待たずともいろいろな形で文化には力を入れて頂きたいと思う。とりあえず総合計画としてはこのような形で今のところは取りまとめがある。他に何かあるか。

( E 委員 )

「第4章」の「第1節」の学校教育のところである。4から5校区の小学校のいろいろな父兄の方からいつ授業参観があるのかを聞き出し、勝手に授業参観に参加した。参加して本当に驚いたのは、お母さんたちが授業そっこのけで話していることである。1校だけかと思ったが全部そうであった。これはどのような事なのかと思い、何人かの先生に尋ねた。何度注意しても同じような事が繰り返されているということであった。特に低学年の教室の様子は、非常に混乱しているのではないかとということも見受けられた。子どもはやはり小学校1年生でもきちんと相手を見分けながら行動している。親には親への対応を考え、先生には先生への対応、子どもたち友達同士にも対応を考え行動している。だから子どもも自分自身を演じている。親も子どもを相手にそのような面を演じている。子どもたちが自分たちの殻を飛び出すところが教室である。その教室に担任や補助の先生が居る。教室が私には考えられない状況にある。そのような状況をどこでどのようにしてきっかけをつかみ、是正していけばよいのかという事をPTAの役員の方に相談をしたり、学校の先生にも相談したりしている。それぞれの立場があり急には方向転換できない状況にある。1年はあっという間に過ぎ、今1年生が2年生になり2年生が3年生になる。これが続き6年間があっという間に終わり、そのいろいろな問題を抱えたまま中学生になる。中学3年間であっという間に学校を卒業し、高校に進学する。高校進学しない子どもも出てくる。今は高校に行かなくなっているような社会現象はもちろん皆さんは知っていると思うが、次から次へ同じような現象が続いている。どこかで断ち切らなければこの問題は解決しないのではないかと考えている。そこで話は戻るが、どこか「動向と課題」や「計画」の中で、実際に今起こっている状況を書けないか。皆さんの近くの小学生がいる人に次の授業参観の日時を聞き、実際にみると学校の様子がすぐにわかると思う。本当によい子が集まっている学校ではこれでよいとは思いますが、皆さんそれぞれはよい子であり、よい親だと思っているとは思いますが、現場では決してそのような状況ではない。それを事務局において簡単に結構であるので入れられないか。かなり無理を言っているが、状況はそのような状況である。

( 会長 )

E委員から学校教育問題について、基本的には今現在のものについての修正ではなく、非常に厳しい状況にあるので、そのような点について課題等の扱いにおいて、なんらかの指摘ができないかという意見だった。この件について、第1部会で検討頂いた委員も含めて意見はあるか。

( 副会長・第1部会長 )

「第4章」の「第1節」の「動向と課題」の1に「学校教育においては、...依然として、いじめや不登校、問題行動などさまざまな問題が生じています」と抽象的には書いている。

( E 委員 )

マイノリティではない。結構その数が多く、それが全体を揺るがしている感じである。例えばPTAがいろいろな先生を招いて講演会を行うときに、参加してくれる保護者は別に問題ない。そのような事に一切関心を示さない方が問題である。地域でも一生懸命されているが、そのような人に届かないジレンマがある。その辺が増えてきている。それが全体を動かし始めているというところである。

(会長)

私どもの博物館にも吹田市の小学生等も含めて来て頂いている。この1、2年で状況は非常に悪化している。かつてはそんなに破損等はなかったが、最近著しく子ども達の態度やしつけが悪く、いろいろな問題がここ1、2年で急激に増えている。今のE委員の指摘のような点がある。ただこれは吹田だけの問題ではなく相当日本全体の問題でもある。副会長とも相談し、今の指摘をどのような形で文言として入れるか調整させて頂く。

(F委員)

現実には非常に厳しいものがある。一番端的に言うと、家庭は多くても4、5、6人であり、場合によっては3人である。学校ではクラスで40人であり、学校全体で大きな学校であれば800人くらいである。そのような中において、家庭でのルールは、3つか4つか5つだろう。ところが集団になると当然ルールがたくさん必要になる。この辺の適応性がとても駄目になってきている。抽象的な言い方であるが、端的に言えばそれを感じている。だから我々が子どもたちに守ってほしいルールを教えるときに「家では走り回っても大きな声をだしても構わないかも知れない。ところが40人全員が声を出すとどうなるか。」という言葉で6年生には説明している。その辺が各家庭の中で、集団の中に入った時に何が大切なのかを家庭教育の中で教えられていないということが一点である。もう一つは極端にわかれるが、教員として子どもに接して思うことは、力で押さえつけられている子どもが一番指導しにくい。親の前ではよい子である。親が来ているときはよい子であるが、陰では力で押さえつけられているものを全部友達にぶつける。本当に力で押さえつけられている子どもが一番指導しにくいという事は現状としてある。

(B委員)

確かにF委員の意見はその通りだと思う。最近よくマスコミを騒がせているように14歳から15歳の年代で殺人事件が簡単に起こる時代である。私が14歳や15歳の頃はこのような事は考えられない時代だった。押さえつけている親をいつか絶対殺すという現実には教育現場から発生しているのか、マスコミが発生させたのかわからないが、真剣に対応しなければならないと思っていた。どのようにすればこれを協議できるのか。

(会長)

厳しい注文なので、副会長には何とか知恵を絞って頂き、皆さんの思いがある程度反映できるような、大幅な修正追加は難しいと思うので、言葉で何か補足できることがあれば考えたいと思う。その他の点で何か意見あるか。

(G委員)

細かいところであるが、「第3章」の「第1節」の「計画」の3に「(1)児童虐待の防止」とあるが、児童虐待だけではなく、虐待された児童へのアフターケアはどうなのか。中身についてはそのことまで触れているようであるが...

(会長)

タイトルをもう少し工夫し、後のフォローの問題を含めて表現できないか、という事か。

( G 委員 )

タイトルが不十分である。中身はアフターケアも入っている感じはする。そこまで必要かどうかもある。それから「計画」の4の(1)に「防犯設備等を整備し、」とあるが、防犯教育についてはないのか。

( 会長 )

ただいまの指摘についても副会長の方で検討頂きたい。

( G 委員 )

次に「計画」の4の(2)に「身近な自然に親しめる環境の整備」とあるが、環境の整備をする事はよいが、自然の恐ろしさを教える事も必要ではないか。そのようなことを、ここに記述してもよいのではないか。自然の怖さを体験的に教えるための設備や環境を整備するなど指導できないか。なんでも禁止をし、近づけないようにしがちであるが、それでは怖さを感じない。つまり殺人は怖さを知らないから殺すということがあると思う。殺すということがどのようなことかわからない。水の怖さを知らないなど、そのようなことを教えた方がよい。

「第3章」の「第2節」の「計画」の1の「(2)生きがいと交流事業」に「高齢クラブ活動を支援する」とあるが、高齢者と若年者、つまり若い人達との交流という事を記述できないか。全体をみても高齢者と若年者の交流はどこにも書かれていない。そのことをこの辺に入れて頂ければと思う。

( 会長 )

世代間交流ということか。

( G 委員 )

「第4章」の「第4節」では、文化財とは、通常埋蔵文化財、有形文化財や無形文化財のことだと思ふ。文化財に例えばまちなみや景観なども含められないか。例えば「動向と課題」の4の「地域文化財」という表現の中に、「歴史的な建築物や景観及びまちなみを含む地域文化財」という表現にすることは無理か。先日第1部会に出した「意見用紙」を読ませて頂くと「日々の暮らしの中でゆとりややすらぎ、楽しみを感じることができるような生活環境を豊かな文化、その生活環境の連続したまちなみや景観を文化財と考えられないだろうか。世代から世代へと受け継がれてきた地域のまちなみや景観を歴史・文化遺産として保存・継承に取り組むとともに、新たな感覚で市民が接し、学ぶことのできる機会の充実に努めることが我々の世代の次世代への責務ではないだろうか。例えば、1.千里山や円山町地区の大邸宅街等は、緑がこんもりとして、桜やつつじなど季節の花が咲き競い、ゆったりとやすらぎの感じられるまちなみが、私鉄によるまちの開発当初から、住民の努力によって維持されて来たが、住民の高齢化に伴い、維持管理の難しさ、相続時の税負担が大きい等のためにやむなく手放された大邸宅が、数戸の小住宅やマンションと化し、急速に過去のよき雰囲気失われつつある。これらのまちなみは、大正時代に始まった私鉄の開発したまちなみの先駆け例として、吹田市にとってはもちろん、府民、国民にとっても非常に貴重な文化遺産といえよう。この貴重な財産を、住民の生活も維持しつつ、次世代に引き継ぐための方策を市民と行政が協働して考えることが急務であろう。2.時代は新しくなるが、

千里山団地は、日本住宅公団の発足直後にできた、関西では最初期の住宅団地で、非常にゆったりとした設計がなされ、桜並木も美しく、当時の建物もいくらか残っている。現在建替えが検討されているが、すべてを破壊するのではなく、幾つかの時代の証人を吹田市民はもちろん、府民、国民の文化遺産として保存・継承することが我々の責務ではなからうか。」と思う。そのようなことから「動向と課題」の4の「地域文化財」の整備に入れられたらよいと思っている。

(会長)

最後の点については、「文化財保護法」でも、まちなみが文化財の対象となっている。そのような考え方そのものは大変重要なものと思われる。ただいまのG委員からの指摘について意見はあるか。特に意見がないようであれば、副会長と相談をし、何らかの形で文言が必要かどうか検討した上で8月1日に報告をする。他にあるか。

(G委員)

「動向と課題」の4の「地域文化財」に「歴史」という言葉がよく出てくるが、「地理」という言葉が全然出てきていない。「歴史」には「地理」が裏としてある。博物館でも「歴史」はあるが「地理」は入っていない。やはり歴史的なことを検討すると、地理は自然に必要なになってくると思う。地理的な見方は非常に大切である。ここで「歴史」と書いている事は皆「歴史・地理」と変えて頂きたい。

(H委員)

「歴史・地理」という言葉は馴染みがないのが現状だと思う。どのような特段の意味があるのかの解説が必要になるので、「歴史」だけの方がよいと思う。

(会長)

当然、「地理」に基づかない「歴史」はないので、基本的には「歴史」の物事の中に「地理」的な意味合いも含まれている。学校教育等では「地理・歴史」コースがある。総合計画においては「歴史」という部分で、必ずしも「地理」を強調しなくてもよいのではないかというH委員の意見だった。

(B委員)

我が吹田市の文化、我が吹田市の今後、我が吹田市の将来において、地理的素因を含む場所があるのかどうかという事である。俗に我々の地理学というものは、H委員の言ったようにユーラシア大陸やエジプトなどを思い浮かべてしまう。「歴史」で統一した方がよいのではないかという思いで聞いていた。

(会長)

特段の異議がなければ「歴史」ということで今回は通させて頂きたい。その他に何か第1部会に関する意見はあるか。

( I 委員 )

「第3章」の「第3節」の「動向と課題」の3の「ニーズに沿った」という言葉である。「沿える」と一文字違うことでも、とても意味が違ってくる。その意味を説明すると、「動向と課題」の1の中に「社会福祉法」をはじめとする法律の改正により」と書いている。2000年6月に社会福祉法が改正された。それを機会に社会福祉が大きく変わった。簡単に言えば措置から契約になったということである。「動向と課題」の3に「本市では、平成8年(1996年)」と書いている。確かに平成8年(1996年)では措置の時代であり、社会福祉法の改正前だったので、その下では「ニーズに対応した」でよかった。ところが、今は社会福祉法が改正され、社会福祉法の援助技術の中に「パステティックの7原則」というものがある。その「パステティックの7原則」には自己選択・自己決定という原理がある。それによると「ニーズに沿った」は措置の時代の考え方であり、契約になった場合は本人に自己選択・自己決定をして頂かなければならないので、「ニーズに沿えるきめ細かなものにしていく」と変えた方がよいのではないか。「沿った」とすると、行政が一方的に決めていくことになる。ところが「沿える」となれば幅広いサービスを求める事になる。今、介護保険制度には「沿える」ために民間企業が参加した。民間企業を参加させずに、これからも過去の「措置の時代」のように「沿ったきめ細かな」という一方的な断言では、基本計画にはおかしいのではないかと思う。たった一文字だが意味が違うので、ここは「沿った」を「沿える」に変えてはどうかと思う。副会長の判断や意見を頂きたい。

( 副会長・第1 部会長 )

なかなか深く読んでいたので感服した。

( 会長 )

他に I 委員の指摘について意見はあるか。言葉そのものとしては、マイナーな修正であるが、含む内容は非常に大きなものがある指摘である。今の発言のような形で修正する。

( 事務局 )

そのときの漢字であるが、「沿」を使っているが「添」に変更するのか。

( 会長 )

漢字も含めて修正させて頂く。その他何かあるか。

( I 委員 )

「沿」でよいのではないか。

( 会長 )

今のままなのか。私も国語の専門ではないので、国語辞典等で調べて I 委員の指摘に沿えるようにさせて頂く。他に何かあるか。

( G 委員 )

「第1章」の「第2節 人権を尊重するまちづくり」であるが、我々が気をつけておかなけれ



ばならないところだと思うが、「人権」という場合に人権が守られないものもあると思う。それをどのように扱えばよいのかという意見である。具体的に言えば「アレフ」である。吹田に前につくろうとして追い出されたそうである。これは次元によっては、国によって破壊活動する団体なので追い出してよいというのか、それともあのような扱いではいけないのかよくわからない。そのようなことに対してここではどのように扱うのか。

(会長)

人権に関するところで何か修正が必要なのか。

(G委員)

必要かどうかわからない。ここだけであれば人権の保障の中に含まれるのかどうか。

(会長)

「アレフ」そのものの個別具体的話は、法的に裁判で結論が出ている。

(G委員)

そのようなことではなく、「アレフ」が、裁判後に拠点づくりにいろんな所に行った。吹田も候補であったそうであるが、追い出されたのである。

(会長)

だから「アレフ」に関わる事件が吹田市であったということは承知している。しかし我々が今検討すべきことは、具体的には「第1章」の「第2節 人権を尊重するまちづくり」において、人権の保障等々取りまとめしており、現在の文言で駄目である、何らかの修正が必要であるという場合は指摘を頂きたい。今のG委員の指摘はどこかを修正するという事か。

(G委員)

修正する必要があるのかどうか、私もわからないのである。

(会長)

G委員がわからないのであれば誰もわからない。とりあえず現在、特段修正が必要でないのであればこのままにしておきたいと思う。第1部会について、指摘・修正すべき点が他に何かあるか。ないようであれば時間の限りがあるので、ただいま指摘頂いた点については、副会長と協議させて頂き、私の方で次回8月1日までに修正すべきところは修正し、補足すべきは補足という形で修正案を出させて頂きたいと思っている。続いて第2部会について検討頂きたいと思う。第2部会の部会長は本日公務の都合で欠席のため、部会長からJ委員に代行をお願いしたいということなのでJ委員の方から説明をお願いします。

(J委員)

(配付資料 資料 - 18 、 の説明)

(会長)

特に第1部会の委員の皆さん方において、何か特段の意見あれば指摘頂きたい。

(I委員)

「第6章」の「第2節」の「動向と課題」の1に「すべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン」と書いている。「計画3」にも「バリアフリーを含むユニバーサルデザインの推進」と書いている。この「ユニバーサルデザイン」とは、すべての人が利用しやすいものをユニバーサルデザインと言うのではないと思う。そのようなものは世の中にあり得ない。ノーマライゼーションの精神の中から特別扱いをされないような、ということであるので、バリアフリーが必ずしもよいものではないので、「すべての人が利用できるユニバーサルデザイン」ではないか。

(会長)

確かに文言としては、ただいまの指摘により明確である。ただいまの意見に特段の意見あるかないようであればそのように修正したいと思う。その他の方で何かあるか。

(K委員)

「第5章」の「第3節」の「動向と課題」の2では「廃棄物の適正な処理の確保のため…建替えが必要です」という結論となっている。ただ耐用年数を超えて稼働している焼却施設があることは事実であるが、それに対して建替えが唯一の方法なのか。それよりも「地球温暖化に対応した新たなゴミ処理施設の建替え、建設が必要」の方が適切ではないか。「焼却」を第一に考えることは、現在のままでは後数十年で世界が破滅するような状況のもとにおいては、この問題が何よりも優先して検討しなければならない状況にある。その中で焼却場の更新を前提として、総合計画を出してしまう事は、あまりにも私自身の信条だけではなく、委員の皆さんの良心に反することではないかと思うので、その部分の修正をお願いしたいと思う。

(会長)

K委員、もう一度文言をお願いします。

(K委員)

「また、廃棄物の適正な処理の確保のため、耐用年数を超えて稼働している焼却施設の建替えが必要です。」というところを「耐用年数を超えて稼働している焼却施設を地球環境問題に配慮した新たな廃棄物処理施設に建て替えることが必要です。」である。

(会長)

ただいまのK委員の指摘について、何かあるか。焼却施設に対する考え方である。

(J委員)

特に異論はない。

(会長)

他に特段の異議がなければ、そのような形で文言の修正をする。他に何かあるか。

(L委員)

「第2章」の「第1節」についてである。第2部会でも発言したが、今のコミュニティセンターができて7年ぐらいになる。市内の6ブロック構想という問題もあること、第2部会で議論された、いわゆる地域間格差もある。交通の便が悪いとブロック内でも実際使わないという議論もある。これからの行政の施策として、コミュニティセンターは非常に大切な役割を持つのではないかと思う。公民館は小学校規模で非常に身近なところで使われている。コミュニティセンターも身近であるが、やはりかなり広範囲をカバーしており、企画の内容や活動のスケールからも、次元が違い非常に活発に行っている。市民病院の医師を招いて癌の問題を講演してもらうということから、高齢者問題の講習会など、様々な公民館レベルではとても手が出せないようなことをコミュニティセンターが実施している。問題はこれから15年の間にコミュニティセンターがいくつできるのかとなると、現実問題として「既存の施設の有効利用」と既に書かれているが、いわゆる市民センターと言われているものもコミュニティセンターの機能に含めるという問題や空き教室の利用、つまり廃園した幼稚園施設の利用などである。もっと積極的な展開がなければ15年後にまた同じ議論をしなければならぬのではないかと思う。もっと積極的な施設の建設、展開を協議して頂ければありがたい。

(J委員)

一応議論の中で当然出た。特に公民館との協働はどうかという話もあった。「計画」の2の(1)(2)において、コミュニティ施設の整備やコミュニティ関連施設の連携・ネットワークについて記述し、第2部会の中では一応この文章でその話が表現されているのではないかという判断をしている。

(A委員)

私もこのときにそれなりの意見を述べた。しかし、その時から今日までしばらくの間であるが、かなり状況が変わってきている。「指定管理者制度」が急激に浮き上がってきた。この話の時は、「指定管理者制度」について協議会にも知らされていなかった。3月の議会でコミュニティセンター条例が変わり、7月1日から指定を受けるために申請しなければいけない状況になった。問題は、コミュニティセンターの中でのコミュニティプラザの部分と公民館と柱が全く違うことである。ネットワークという言葉で表現されて、当然していかなければいけないことであるが、その辺の施設の管理も含めて運営の見直しの中で、コミュニティセンターの活用や活性化というものが出てくるのではないか。文章を考えていないが、状況の変化もあるので15年先には、ますますそのような問題が出てくると思う。できれば、その辺のところも盛り込んで頂きたい。

(会長)

ただいま「指定管理者制度」が、文化施設等々含め急激にクローズアップされ、具体化の方向に動いているので、そのようなことと合わせてこのコミュニティセンターをどのように扱うのか。この件に関して何か意見あるか。

(L委員)

表現はこれでよいと思う。やはり問題は、やる気ではないかと思う。例えば、幼稚園の開放についてである。幼稚園が廃園されてから10年くらいになっており、それから過渡的利用ということになっているところである。亥の子谷コミュニティセンターの近くにある西山田幼稚園の跡地があるが、その幼稚園は1階と2階があり、2階は10年間閉鎖されている。それは緊急避難用の階段がないからであるという理由からである。緊急避難用階段をつくと、2階に他の集会所や施設として利用できるが、暫定的に放置されているので、利用目的が決まっていなかったために、10年間施設の半分が死んでいる。問題はそのような事をテキパキとすることである。例えば亥の子谷コミュニティセンターの西山田分館という位置付けでもよいので、そのような施設がちゃんと使えるようになればよいという事である。ここに書かれていることをテキパキとしてほしい。

(会長)

文言としては特段問題ないが、現行において現実にそのような点が、必ずしもスピーディーに処理されていない。大変重要な指摘だった。今の問題及びその他にも含め何かあるか。

(F委員)

「第6章」の「第2節」についてである。私は自動車の免許を持っていないので、歩くか自転車に乗るだけ人間として2点ある。豊中の方で、毎日新聞と一緒にキャンペーンを進めている「歩車分離信号・スクランブル信号」の設置が、子どもの安全を確保するためにとても有効だった。つまり、歩車分離スクランブルでなければ、左折車が歩道を歩いている子どもを巻き込んでしまう、あるいは右折車が巻き込んでしまうという事での子ども達の交通事故死が多いので、歩車分離信号の設置が進められている。私が探せなかっただけでも知れないが、設置促進という内容を何らかの形で入れられないかという事が一点である。

もう一点は、それほどこだわっていないが、車に乗る方は逆の目で見られているかもしれないが、ドライブスルーの店舗がある。ドライブスルーの店舗から出てくる車が流れに乗るために歩道を占拠してしまい、その間歩道の歩行は止まる。私は自転車に乗っている時も歩いている時もよく止められる。時々運転手をにらむ。スタンドはスタンドの店員が止めて案内する。ところがスタンドではないところはそのような人がいないので必ず止まらざるを得ない。あの回り文言として入るのかどうかはわからないが、少し店舗に対して指導することはできないか。ここの権限ではないかもしれないが、申し述べておきたい。

(J委員)

私も自転車に乗るときには、確かにうっとうしいと思う。また、会長と相談する。

(会長)

歩車分離信号はどこにも出ていない。ただ重要な指摘だったので、どこかに補足的に盛り込む事を検討させて頂く。他に何かあるか。

(C委員)

「第6章」の「第3節」の「計画」の1の「(4)分譲マンションへの支援」である。「分譲マンションの適切な維持管理や円滑な建替えを促進するため、アドバイザーの派遣…」とある。本市はずっと「管理セミナー」を開催しているので、その辺の文言を記載するのはいかがか。

(会長)

検討させて頂く。他に何かあるか。

(M委員)

先ほどG委員から自然の恐ろしさについて触れる必要があるのではという意見があり、会長と副会長と相談するという事だった。私としては「第6章」の「第1節」の「動向と課題」の1に「都市の防災機能の…充実を図ることが求められています」とあるが、ここに「充実を図るとともに、防災教育の推進が求められています」と入れた方が、むしろ自然な形ではないかと思う。従って「計画」の1の(5)として、「防災教育の徹底」または「推進」という項目をひとつ新しくたてる。何も自然の恐ろしさを知らなければいけないのは、子どもだけではなく大人ももちろんそうであるので、そのような点も含め「計画」の1の(5)として、新しい項目を設けた方がよいのではないかと思う。これはまた検討頂きたいと思う。

(会長)

ただいまM委員から「防災教育の推進」について指摘頂いた。この点について何か意見あるか。

(J委員)

「計画」の1の「(3)地域防災力の向上」の中において、少し触れている部分がある。「市民の防災意識をいっそう向上させるため、日頃からの啓発活動に努め…」とあり、ここに教育的な意味を盛り込めばよいのかなと思った。

(会長)

必ずしも「防災教育」という文言ではないが、それに類する文言は既に入っているという事である。新たな項目を起こす必要があるのかどうかという点について何かあるか。

(B委員)

先ほどのG委員の指摘と違っていたら言ってほしい。「第3章」の「第1節」の「計画」の4の(2)の項目で子ども達の目線に立った防災が必要ではないかという発言の意味は、今はため池にも柵ができ、子ども達への危険度は少なくなった。昭和50年代には、ほとんどのため池には柵がなかったのでため池事故が多かった。だから集中的に農水組合が持っているため池に市が柵をつくった。本来は用水路、池を持っている管理組合がしなければいけない作業を、市が先行的に集中的に柵をつくった。その結果、用水路あるいはため池等での子ども達の事故は急激に減った。これは吹田市の大きな成果である。それを勘案しながら、今後とも子ども達の自然に親しむと同時に子どもの視線に立った災害施設を設置してほしいという解釈である。今の論議は防災と子ども目線との重複である。つまり別の観点と思う、という事で間違いはないか。

( G 委員 )

そのような整備もするが、怖さを体験させることも必要ではないかということである。

( B 委員 )

具体例で言えば、紫金山公園の真向かいに小さな池がある。そこには柵を乗り越えて魚を釣ってはいけないと書いている看板がある。にも関わらず日曜日の朝早くから子ども達は柵を乗り越えて鯉釣りをしている。そのような柵等について水の怖さを徹底的に知らせるといっているのであればわかる。そのことと防災とは別の世界である。だから子どもの目線から見た自然環境を充実させる、自然環境のおもしろさ楽しみを充実させるとともに、いわゆる水の危険度・水路の危険度・ため池の危険度等については、やはり教育現場できちんと指導してもらわなければならないと私は思う。そのような意味では、あまり項目を増やすということよりも、「第3章」の「第1節」の「計画」の4の(2)の項目の幅を広げた方がよいのではないかと思う。

( 会長 )

ただいまの点と防災教育も合わせて何か意見はあるか。特にないようであるので、ただいまの意見を合わせてJ委員と一緒に、私の方で最終的には検討させて頂き、次回報告したいと思う。他に第2部会に関するところで何か意見はあるか。

( N 委員 )

話を蒸し返すようで恐縮であるが、「第5章 第3節」の廃棄物に関連することである。確かに地球環境全体を考えると、出たゴミをどのように処理するかだけではなく、ゴミを出さないための工夫をするリサイクルという項目をつくられたのは非常に結構であると思う。その結果出てしまったゴミについてどのように処理するのは、下水処理の問題と同じように、非常に重要であり必要性の高い問題である。先ほどのK委員の意見では、焼却施設にかわる新たな地球環境に優しい施設に変えていくという発言であった。そのような施設が果たしてあるのかどうか。出たゴミは焼くか埋めるかである。生化学の分解にも限界があるのでなかなか難しいと思う。市議会でもおそらくこの辺については、これまでに十分に議論もして、地元の市民の方の考え方もあると思う。だから突然焼却施設を廃止し、新しい施設をつくるという事は、なかなか市民の理解はどうなのかと思うところがある。そのところはもう少し慎重に市の方の意見も頂き、会長で一度検討して頂きたいと思う。

( K 委員 )

その通りである。なかなか焼却施設にかわる新しいゴミ処理施設を今すぐにつくろうとすることは無いと思っている。しかし、耐用年数がきたからとすぐに新しい焼却施設をつくるのか。あるいは様々な地域で考えられている、例えばプラスチックゴムに関しては高炉の燃焼材として使う。あるいは紙ゴミに関しては、例えば仙台市では、焼却炉のすぐそばの公園に倉庫をつくり、ゴミを集めてきた車が、新聞紙等に関しては公園の倉庫に一時的に置く事により減少できる。一般の事業者は紙ゴミとそれ以外のゴミを分類するように言い、そのままにするのが行政であるが、そのような新聞紙に関しても燃やさずに済むように、わざわざ倉庫を設けてそこに分別・分類するという事を行政として行っているそうである。そのようなことをいろいろ組み合わせていく

と焼却する量は大幅に減るのではないか。その時に果たして焼却施設の更新が必要になってくるのか。結果的にトータルとしての二酸化炭素の排出量を大幅に減らす事も可能ではないか。確かに対応年数を超えているので、何とかしなければならない。だからゴミ処理施設に更新するという表現にしておくことが適切ではないかと思う。

(会長)

今のN委員の指摘、そしてK委員の重ねての意見は、様々な問題を含んでいる。私もこれまでの市及び市議会、市民の評価を十分承知していないので、二人の意見について慎重に検討させて頂き、何らかの形で今現在の文言に修正を加えるようにさせて頂く。他に何かあるか。

(L委員)

「第6章」の「第2節」の「動向と課題」について、この10年間の第2次総合計画の中で、急激な開発による課題となっていることがある。学校そのものが子ども達を受け入れる事ができなくなり、過去10年以上前に山三小学校、山五小学校は学校を分離した。そのような事態が沈静化し、急激な開発による教室が足りないような事態が吹田ではもう起こらないだろうと思っていた。しかし、最近また千里丘地区における社宅等の跡地の開発により、たくさんの教室の不足や公共施設の不足、また生活そのもののキャパが弱いので、非常に交通問題、子ども達の学校への通学路の順路が心配されているという問題が起きている。現状の「動向と課題」のところに、まだ吹田市内の6分の1ぐらいの問題ではあるが、急激な開発の問題とそのような面を通して公共施設の不足という部分を検討課題として、明記しておいた方がよいのではないか、という提案である。これは質問であるが、「土地利用」について、第2次総合計画の中には、土地利用のあり方として、区画整理の手法や地区計画の手法という具体的な例示があった。ここには「適切な土地利用の誘導」としか書いておらず、具体的な手法にまでは触れていない。これは何か意図があるのか。できればこれは書き入れておいた方がよいのではないかと思う。

(J委員)

千里丘の社宅の急激な開発により、学校、公共施設の不足問題に関して、ここに書き入れるとするならば、例えばどのような事を検討し、対策を練らなければならないのか。少し書きにくいのではないかと、思っているので検討させてほしい。先ほどの具体的な土地利用について書いていないという意見は、第2部会の議論の中では特に部会長が話していた。京都の例では、強引なタウンゾーニングを中心部で行っている。そこまでの覚悟があるかという問題である。そして現在の土地利用が本当に容積率を使い切っているところばかりではない。その使い切っていないところが更に使い切ったときに起こる大きな問題点などを総合的に考えなければならないので、今ここで強い方向性を示すところまでは議論できていなかったと正直なところ思っている。

(事務局)

「第6章」の「第3節」の「計画」の2のところで、「また、建築協定や地区計画などの制度の活用や情報の提供、相談体制を充実し、市民の自主的なまちづくりの支援に努めます。」という部分と、「開発事業の手續等に関する条例」に基づき、公共公益的施設の整備や、事業地内に豊かな緑、ゆとりある住空間の創出を促進し」という部分において、土地利用のところでは記載して

いないが、住環境のところで指摘があった部分については触れていると思う。

(L委員)

「第6章」の「第2節」と「第3節」はどのように分担されているのか。位置付けはどのようになっているのか。

(事務局)

「第2節」は都市基盤整備として全体を示しているが、生活の部分については、特に住宅・住環境として「第2節」からわけて書いているという事である。本来であればこの「第2節」の中に書いてもよい中身である。

(L委員)

私の意見としては、確かに横にまたがる部分であり、どちらで書いてもよい部分だと思う。しかし、先ほど指摘した教室の不足、道路の不足、公共施設・保育所などの不足という問題に現実直面しているのが、都市基盤そのものの問題である。それが持ちこたえられるのかどうかというような議論を議会ではされているので、住宅の問題よりも、もっと都市の問題に触れた方がよいのではないかと思う。一度検討して頂きたい。

(会長)

今の意見について何か意見はあるか。ないようであれば指摘の点を含めて、J委員と相談し検討する。その他に何か意見はあるか。

(A委員)

第2部会の際に意見書を出した。第2部会で議論されたというか検討された事であるので、今更文章をどうするという事ではないが、確認の意味で意見したい。「第2章」の「第2節 情報の共有化を進めるまちづくり」についてである。個人情報保護条例や保護法、公開条例などが最近施行されている。先ほどの自治基本条例の方で、個人情報の保護や公開などの問題が扱われており、いろいろなものが盛り込まれている。文章をそれなりに両方見たところ、細かいところも含めてであるが、多少整理した方がよいのではないかという部分が私なりに見受けられた。その辺のところを確認して頂きたいと思う。

(会長)

具体的に指摘する部分はあるか。

(A委員)

「第2章」の「第2節」の個人情報保護法に関する記述では、「自己の情報の開示、訂正等」となっている。自治基本条例では「削除」という言葉が入っている。自治基本条例は、「条例」としては最上位のものである。総合計画は、「計画」としては最上位のものになる。その内容について齟齬があることは具合が悪い。その辺のところを整理して頂きたい。



(O委員)

先ほどL委員の発言にあった千里丘の住環境についてである。(資料-12)の「第6章」の「第3節」の2に、千里丘の方が意見を述べている。総合計画を読むと、「開発事業に際しては...土地を誘導します」の文言はその通りであるが、言葉の意味が少しかわっている気がする。意見を出された方の思いに比べると、もう少し新しい住宅を開発する場合にいろいろな施策が必要ではないかと感じたので、今すぐどのようにするのがよい等はないが、検討頂きたい。

(会長)

その他第2部会に関するところで何か意見はあるか。ただいま指摘のあった貴重な意見に関しては、私と副会長及びJ委員と協議させて頂き、次回の審議会までに改めるところは改めたいと思う。続いて、基本計画の最後に「基本計画推進のために」がある。これは全体に関わることであり、特定の部会で検討しているわけではないので、本日この全体会で検討を頂きたいと思う。

## (2) 「基本計画推進のために」の検討

(事務局)

(配付資料 部門別計画〔案〕、資料-20、資料-21の説明)

(会長)

何か意見はあるか。

(P委員)

(資料-21)の17ページの「歳入の将来推計」であるが、我々一般市民が徴収されている都市計画税のようなものはこの中には入っていないのか。

(事務局)

市税として、全部含んだ形で書いている。

(H委員)

「基本計画推進のために」の前文であるが、「多様な暮らしを平和に穏やかに」とあるが、一都市として「平和」というような文言を入れるべきなのか疑問である。

(会長)

どのようにすればよいか。

(H委員)

必要、必要でない部分を含めて、「穏やかに」で大体雰囲気はわかるのではないかと思います。改めて、「平和」を強調するのであれば、どのような意味合いを持っているのかと感じてしまう。

(副会長・第1部会長)

「第1章」の「第1節 非核、平和のまちづくり」を受けており、もちろん吹田市だけでどうこうということではないが、「平和」という文言があってもいい。

(H委員)

平和に我々がする、というような大上段に構えてよいのかどうかということである。

(会長)

今のこの「平和」という言葉の位置の問題も唐突とは申しませんが、急に穏やかでない形で平和が登場したりしてもどうかと思う。

(事務局)

基本構想を検討した時に、吹田市の将来像の議論をした。そこで、基本構想に書いている文言であるが、「生活の基盤が整えられ、豊かなコミュニティで支えられたまちは、秩序が保たれ、美しいまちとして実現します。そしてその根底には、平和がなければなりません。」とあり、非核平和都市宣言と健康づくり都市宣言について触れている。これを基調にまちづくりをするという形をとっているので、この将来像のところから文言をとっている。

(会長)

個人的美学も含め、何か今の点について、特段の意見があれば頂きたい。ないということは、今のままでよろしいのではないかということになると思う。では、他の点について何かあるか。

(K委員)

同じ部分に関してだが、これからの基本計画の中で一番考えていかなければならないのは、生態系である。地球生態系の環境問題や世代間の公平への観点については、抜かしてはいけないところだと思う。今の人達が平和に、穏やかに、豊かに、というだけではなく、どこかに「未来世代」という言葉を入れられないかと思う。もう一つは美しい都市ということで、文化施設や文化財のような言葉が全部抜けている。「美」という言葉があるのだから、当然、美術に関わる文化のことをもう少し書かなければおかしいと思う。ここで抜けているのは気になる。その2点を何とか取り入れられないか。

(会長)

何か、ただいまのK委員の指摘について、意見があれば頂きたいと思う。

(B委員)

文化行政の拡充は、これからの中長期の将来において極めて重要な位置付けになる。従って、文化振興基本条例の策定案については、早く我々も目にしておきたい資料である。そのデータが出た時点で、若干の論議をしたいと思っている。

( K 委員 )

「基本計画推進のために」の6行目の「豊かに営んでいるまちの姿」は、この機会なので、「豊かに営んでいけるまち姿」にした方がよいのではないか。5行目の「人々が集い」の前に「人々が豊かな文化のもとに集い」と一言入れると感じが出るのではないか。「豊かな」という言葉が重なるので、言葉を変えた方がよいかもしれない。

( 会長 )

「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」という将来像もあるので、芸術・文化に関わる点と、未来世代について、特に総合計画ということなので、文言を考えさせて頂きたいと思う。その他、「基本計画推進のために」について何かあるか。

( A 委員 )

( 資料 - 20 ) 「事務事業評価システムの実施要領」についてである。まだ、斜め読みをただけであるので、十分に理解できていないところもあるが、言葉にこだわるが、「行政運営」という言葉が随所に説明されている。それはそれなりに理解できるが、「行政運営」という言葉の中に、一箇所だけ「行政経営」と言う言葉と「行政活動」という言葉がある。どのような違いがあるのか。内容的には、「評価システム」についてはぜひお願いしたいことであるが、私が読んだ限りでは、「市民参画」という言葉が、「協働」と同時にうたわれながら、ここに入っていないのではないか。「評価システム」としての市民参画については、やはりPDCAも当然あってしかるべきではないかという感じがする。

( 会長 )

この実施要領は3年前に施行されている。今の指摘について、事務局の方から何か意見があるか。市のどこがつくったのか。

( 事務局 )

政策推進室の方で担当している。「事務事業評価システム」そのものは、担当課が責任もって行うということで、市民参画はあげていない。総合計画の方では、これをさらに行政評価全体に広げていく考えであり、そこでは市民参画についても考えている。

( A 委員 )

充実させるという過程において、それを考えて検討するということが。

( 会長 )

総合計画の立場として、当然、A委員の指摘の方向で、「4 計画的な行財政運営の推進」のに「システムを充実させる」という言葉で、当然していると思う。他にこの最後のところで何か意見はあるか。

( K 委員 )

総合的な行政評価システムの中で検討すると思うが、「公共事業評価」という言葉を具体的に入

れて頂ければありがたい。

(会長)

「公共事業評価」とは、具体的にはどのようなことか。

(K委員)

「事務事業」だけではなく、具体的に今まで行われたさまざまな事務事業と公共事業そのものの費用対効果が満たされたものであるのかどうか。あるいは過去に行われた公共事業が、果たして費用対効果を発揮しているのかどうか。確認しながら前に進むというのではないのかと思う。

(会長)

その点については、また次回、市の現状も含めて報告させて頂き、検討したい。他、何か「基本計画推進のために」について意見はあるか。

(Q委員)

「1 協働によるまちづくり」の箇条書き3つ目の「地域でのネットワークの形成に必要な拠点施設の配置を行い…」についてである。「第2章」の「第1節」の「計画」の2の「(1)コミュニティ施設の整備と運営」がある。先ほどの議論の中でもあったように、遊休施設を迅速・柔軟・的確に有効利用していくという考え方が非常に重要になってくるのではないかと思う。どこを読んでも、新しい施設をつくらうという感じのイメージが溢れて仕方がない。もうこれから、185億円も赤字になるので、新しい施設をつくる余裕はない。すべてそこを起点に考えていかないといけない。そのような中で、いかに、今ある物を大切にするか、今ある物を有効に利用するかが、これからのポイントだと思う。そのような意味では、その辺の文言を、どちらかはわからないが、遊休施設を迅速、的確、柔軟に利用することをどこかに入れて頂きたい。

(会長)

ただいま、Q委員から指摘があったが、実はこの「財政健全化方策」の資料も私の方でぜひ出してほしいと要請したものである。吹田市に限らないが、財政は非常に厳しいので、総合計画を考えるにあたり、そのような財政的な点を総合計画審議会の委員も知った上で、いろいろ考えて頂かないといけないと思い配付したものである。ただいまのQ委員の指摘は重要であるので、何らかの形で指摘の文言を入れることができるか検討したい。その他に何かあるか。

(G委員)

遊休施設だけではなく、土地もあると思うので検討して頂きたい。

(会長)

それもあわせて検討する。

(R委員)

「基本方向推進のために」の「4 計画的な行財政運営の推進」の、 で「計画の着実な推進

を図ります」で「総合的な行政評価システムを構築します」で「協働して点検する仕組みを検討します」となっている。これはどの時点でこのような仕組みをつくるという前提で考えているのか。はじめてつくるので、これをつくる時に同時スタートになるようになるものなのか、これから考えるのか。

(会長)

それでは、ただいまR委員から指摘があったので、特に「4 計画的な行財政運営の推進」の「基本計画の進行管理について...検討します」というところで、今数値目標の検討をしており、この点について説明したい。

## 2 総合計画の進行管理に係る指標(案)の検討

### (1) 各部会での検討内容の報告及び審議

(事務局)

(配付資料 資料 - 19 、 の説明)

(会長)

今の説明にあったように、これまでの2回の吹田市の総合計画では、数値目標が設定されてなかった。今回第3次において、はじめて数値目標を設定するというので、手元にある(資料 - 19)にあるような指標を現在検討中である。先ほどのR委員の指摘について、特に4の で「市民に公開し、協働して点検する仕組みを検討します」の「検討」という文言は最終的には弱いので、もう少しきちんとした形にしたい。はじめてのことでもあるので、数値目標、指標等についても、現時点ではこのように考えられている。特に具体的な数値については、今後、市の方で実施する市民意識調査とあわせて数値目標を最終的に固めたい。そのような前提条件において、現時点での(資料 - 19)「総合計画の進行管理に係る指標(案)についての資料」について、何か意見があるか。

(Q委員)

進行管理に係る指標は、15~20年後を目標としているのか。ふつう、PDCAはよく環境には使われるが、10年後もう一度見直し、さらに20年後に向かうということで、10年スパンで考えてよいのか。

(事務局)

この計画そのものが動き出すのは、18年度からである。目標設定そのものを18年度中に行い、基本構想と基本計画が15年の計画になっており、さらに基本計画については、中間年度で見直しをかけるということにしている。従って、中間年度ということで、平成25年度を目標としている。

(会長)

この指標について、他に何か意見はないか。

(S委員)

総合計画でいろんな計画を立ててもらっているわけであるが、「後期財政健全化方策」を見ると、何もできない。

(会長)

厳しい状況である。

(S委員)

ただ、いろいろ計画をつくるのは結構であるが、お金をどのように捻出するのかを考えることも大事ではないか。市民の要求が予算化できない。そのような状態を経験している。今の状態では、お金がないので指標は立てられないのではないか。

(会長)

そのようなこともあり、皆さんに検討頂くために集まって頂いている。ただ、総合計画に関しては、「基本計画推進のために」の「4 計画的な行財政運営の推進」で「健全な財政基盤を確立する…」とある。具体的に財政をよくするために、どのようにすべきか、というところまではなかなか難しい。「第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり」の産業基盤の整備等において、いかに吹田をもり立てていくかということである。一方では、S委員の指摘のような大変厳しい状況も想定されるということである。そのようなことも併せての総合計画であり、この「財政健全化方策」の資料を作成しているので、皆さん方にぜひとも目を通して頂き、総合計画を立てるにあたっての重要なポイントとしての承知置き頂けたらと思う。それでは、検討頂いた指標もあわせて、「基本計画推進のために」に関して頂いた意見については、副会長共々検討させて頂き、次回皆さんに検討頂けるような形をとりたいと思っている。

(G委員)

「垂水の滝の復活」ということで考えられないかと思っている。

(会長)

皆さん方から指摘のあった点については、改めるべき点は改めるということで、副会長と部会長の代理で活躍頂いたJ委員にも相談をさせて頂き、次回の審議会に上程させて頂きたい。本日はこれで閉会する。

以 上